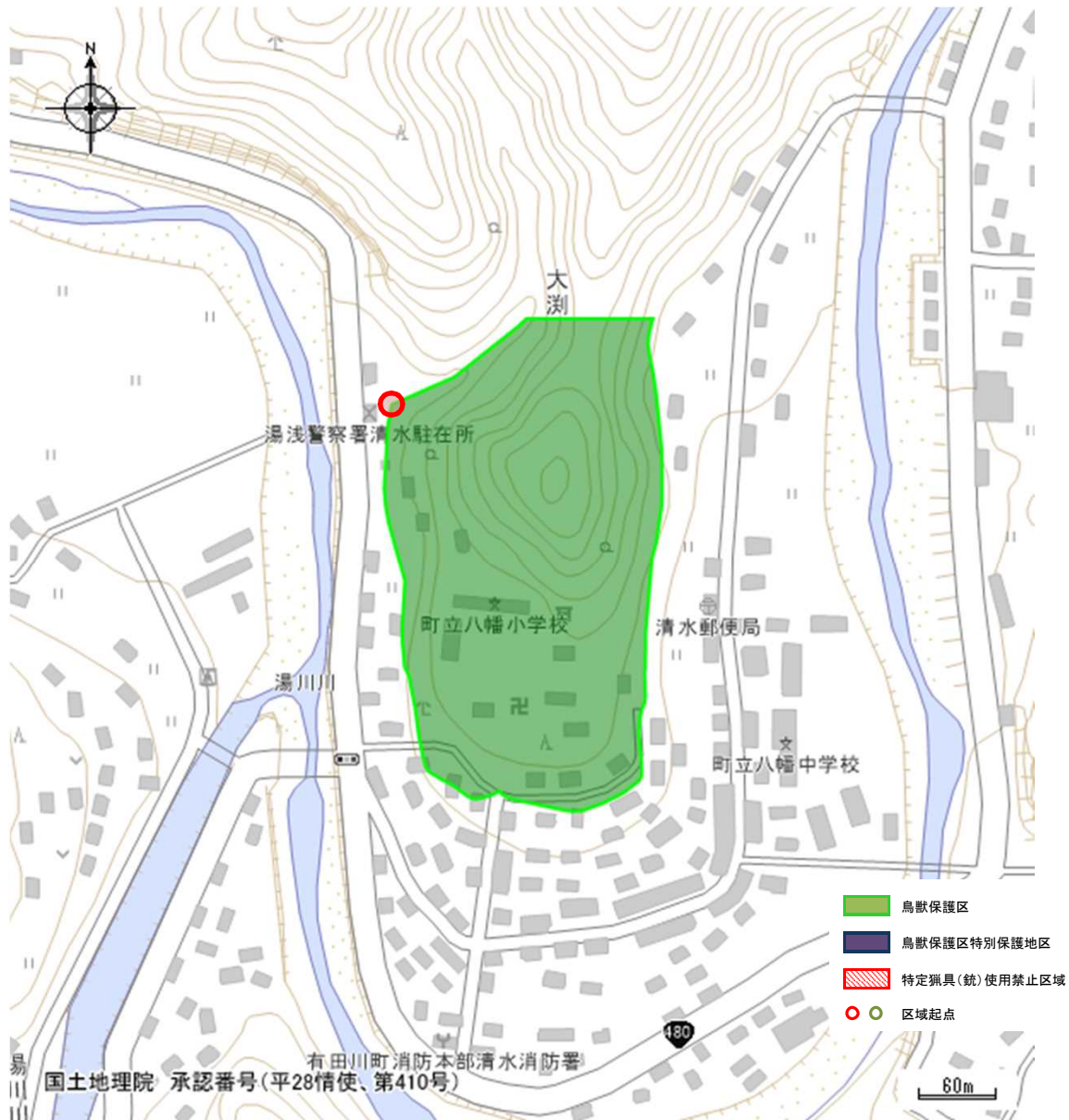


鳥獣保護区の指定概要

地図番号	18	区域の名称	城山 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	6.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成25年11月 1日 から 令和5年10月31日まで				
指定区域	有田郡有田川町清水地内の風呂の谷と畑田用水路との交点を起点として、同所から風呂の谷を約150メートル北東に上り、同所から城山北側の最も低い所で東に山を越え、畑田用水路に至り、同所から同用水路に沿って南進し町道清水橋上番線との交点に至り、同所から同町道を西進し再び畑田用水路との交点に至り、同所から同用水路に沿って進み、起点に至る線に囲まれた区域				

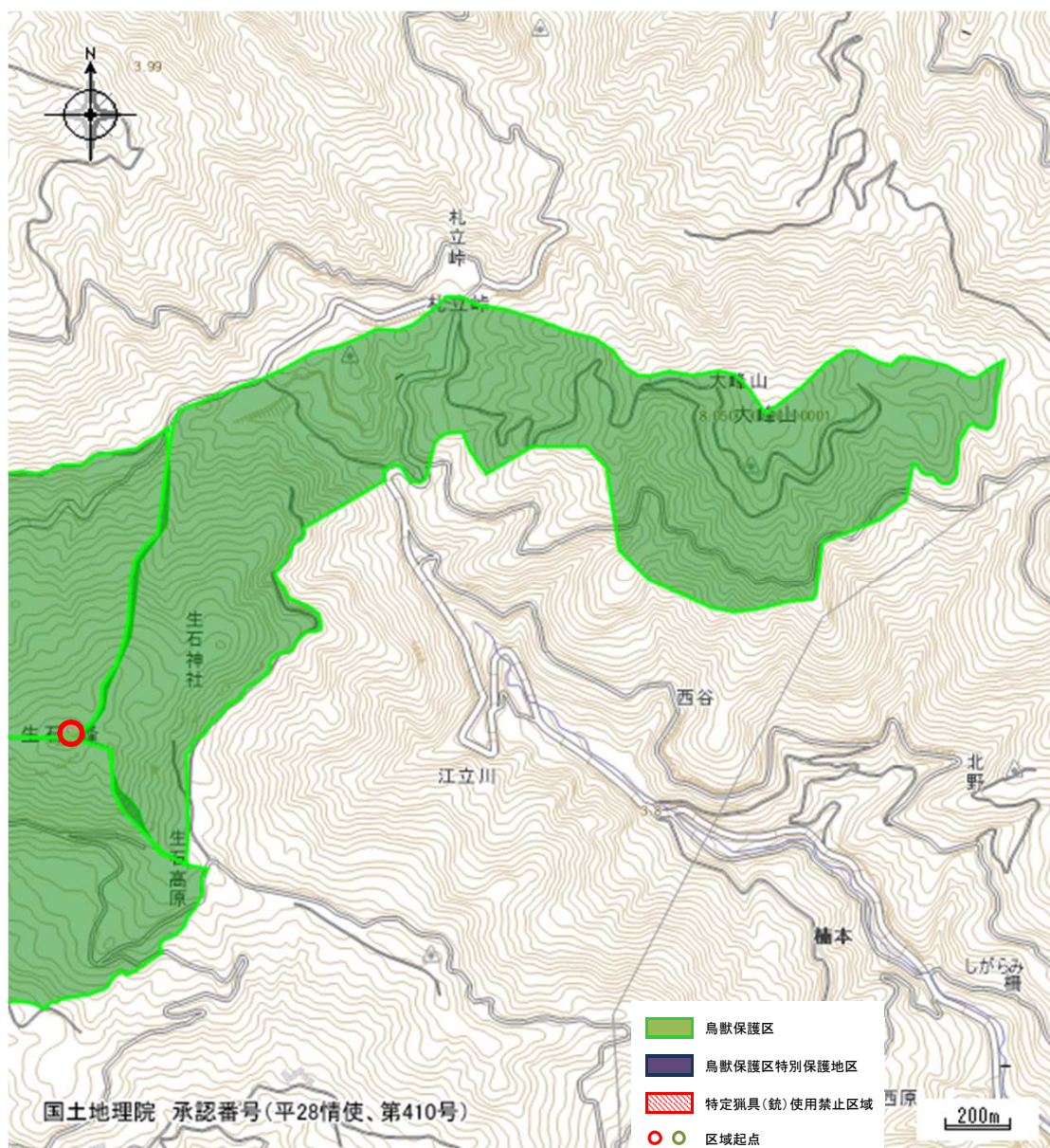
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	22	区域の名称	楠本 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	140.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	平成28年11月 1日 から 令和8年10月31日まで			
指定区域	<p>有田郡有田川町楠本地内の生石ヶ峰を起点とし、同所から有田郡と海草郡との境界を北進し札立峠に至り、同所から更に同境界を東進し山道に至り、同所から同山道を南進し近畿大学生石農場と区有林との境界に至り、同所から同境界を南西に進み民有林と区有林との境界を経て再び近畿大学生石農場と区有林との境界を西進し、旧開拓地と区有林との境界を西進し、県道野上清水線に至り、同所から同県道を南西に進み区有林と民有林との境界尾根を通過して山道に至り、同所から同山道を南進し生石神社に至り、更に同山道を南進し旧清水町と旧金屋町との境界に至り、同所から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域</p>			

参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	36	区域の名称	嵯峨 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	151.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和2年11月 1日 から 令和12年10月31日まで				
指定区域	<p>有田郡有田川町大字二川地内の国道480号と二川ダム堰堤西詰の交点を起点として、同所から同国道を東進し三田発電所北側の町道三田島崎線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み大正橋詰に至り、同所から左岸を二川ダム貯水計画線より傾斜高50メートルの地点を有田川に沿って西に進み境川橋を経て蔵王橋に至り、同所から歩道を南西に進み二川ダム堰堤東詰に至り、同堰堤を西に進み起点に至る線に囲まれた区域</p>				

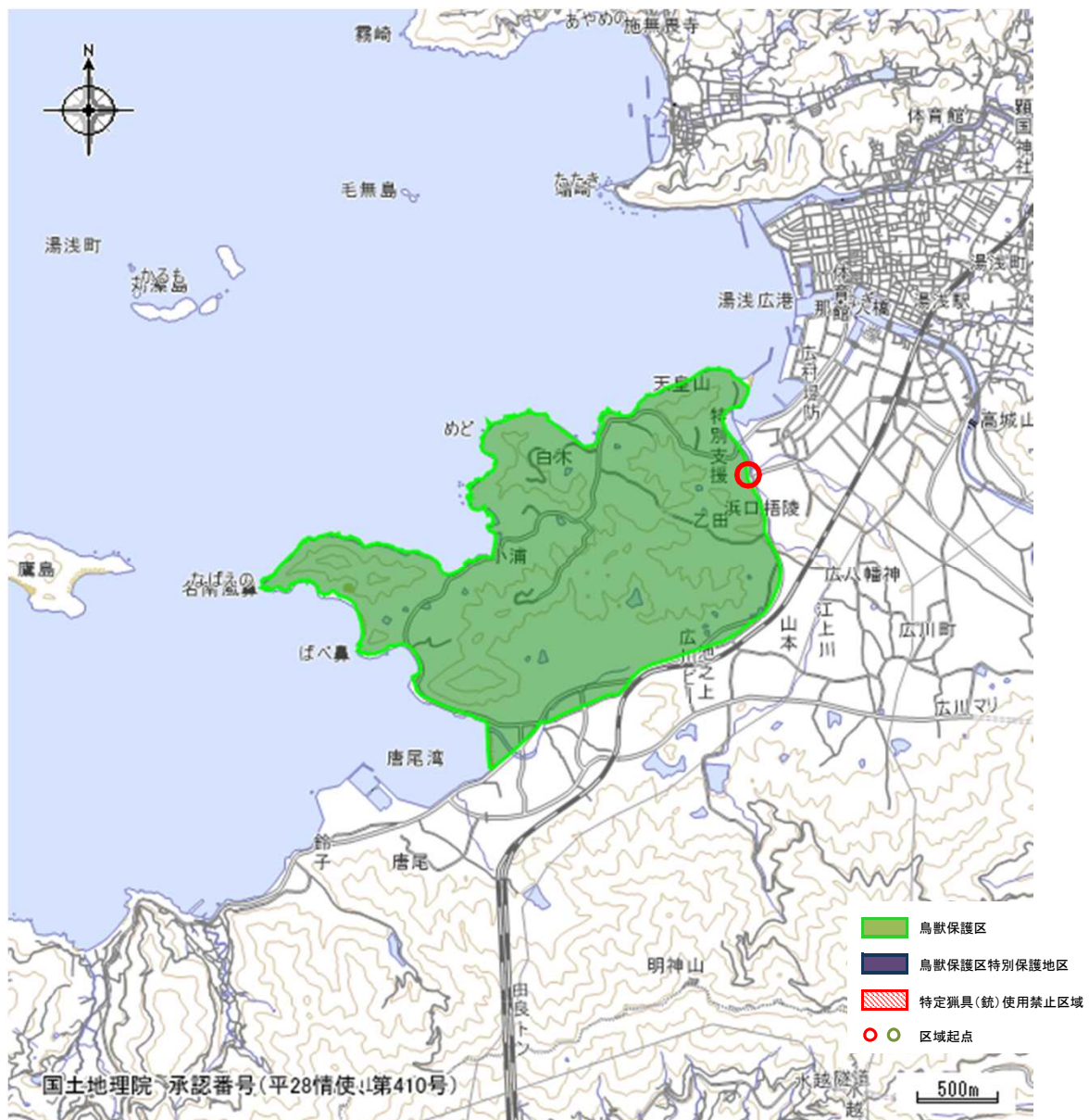
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	51	区域の名称	広川西部 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	340.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成27年11月 1日 から 令和7年10月31日まで				
指定区域	有田郡広川町江上川口の県道御坊湯浅線の江上橋西詰を起点とし、同県道を南南西に進み町道南広西54号線との交点に至り、同所から同町道を南南西に進み県道御坊湯浅線との交点に至り、同所から同県道を南南西に進み広川町西広地内の唐尾湾の防潮堤に至り、同防潮堤に沿って北進し海岸線に至り、同所から同海岸線を北西に進み名南風鼻、小浦、天皇山、海岸を経て江上川の左岸を上り、起点に至る線に囲まれた区域				

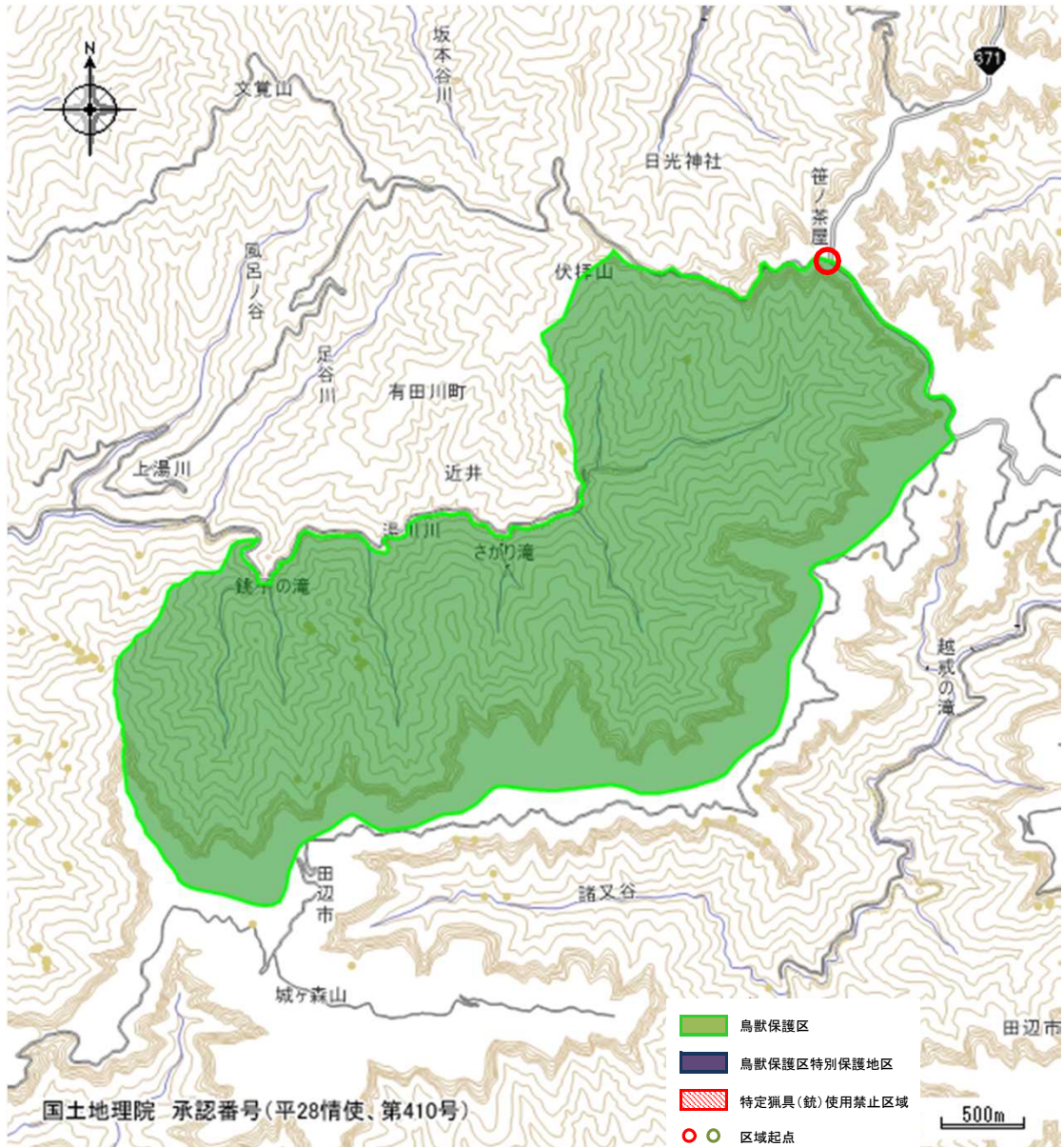
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	53	区域の名称	近井 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	887.0ha	うち特別保護地区	12.0ha	県指定
指定期間	平成28年11月 1日 から 令和8年10月31日まで				
指定区域	<p>有田郡有田川町上湯川地内の高野龍神スカイラインの笹ノ茶屋峠を起点とし、同所から同スカイラインを南東に進み田辺市龍神村との境界に至り、同所から同境界を南西に進み二ノ股山を経て県道美里龍神線(通称龍神街道)に至り、同所から同県道を北進しタケノコ谷の峰に至り、同所から稜線に沿って北東に進み大谷川、湯川川に合流する地点に至り、同所から湯川川を上流に進み通称大枯木尾根のふもとに至り、同所から民有林と京都大学和歌山研究林との境界を北進し伏拝山東約150メートルの地点で室川谷上流稜線の山道に至り、同所から同山道を東進し起点に至る線に囲まれた区域</p>				

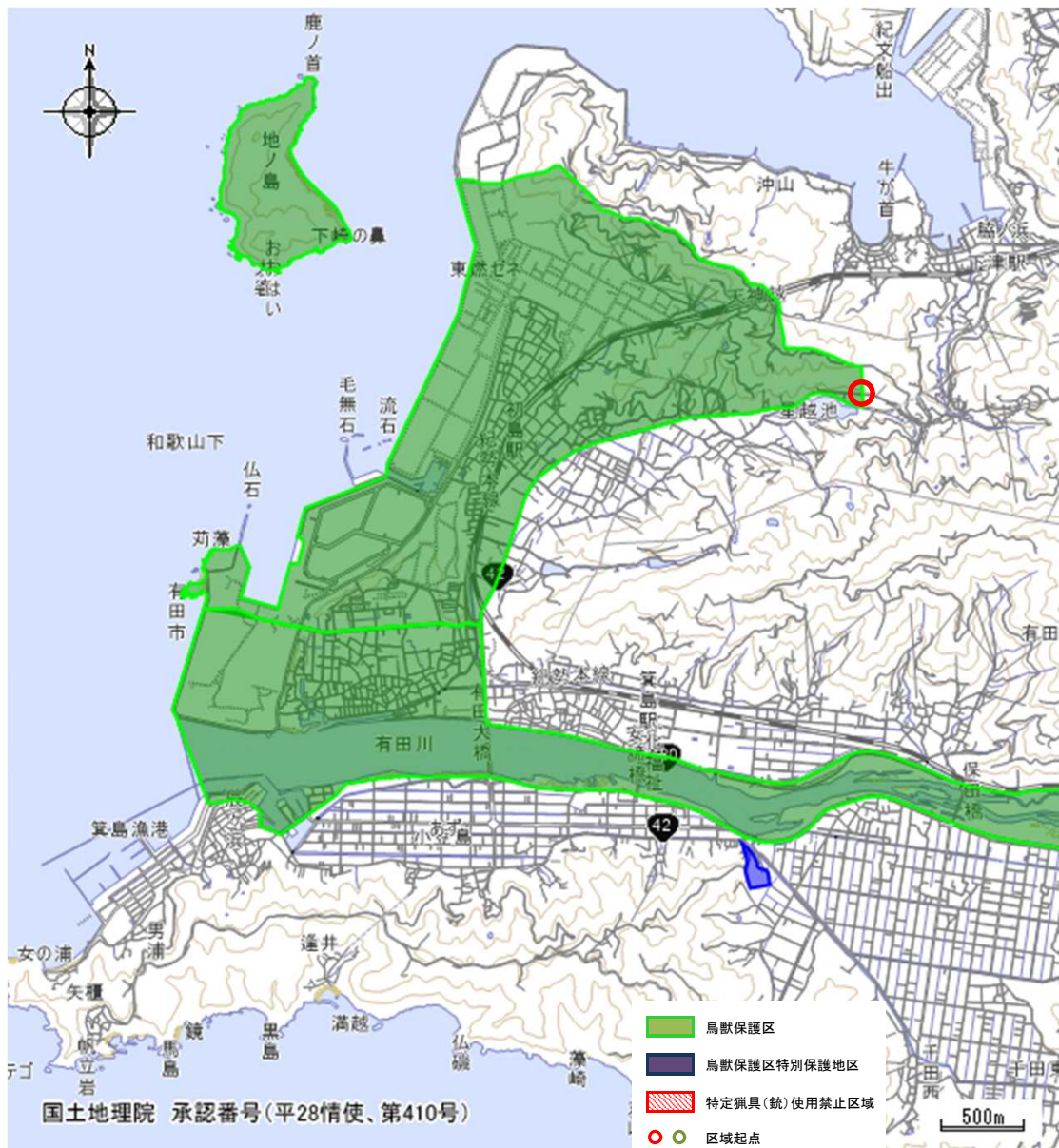
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	55	区域の名称	初島 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	360.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成29年11月 1日 から 令和9年10月31日まで				
指定区域	<p>有田市と海南市下津町との境界と国道42号線との交点を起点とし、同国道を南進し、JR紀勢本線のガード南約100メートルの地点で市道楚都浜線を西進し、埋立地を延長線で区切り防波堤に出る。これより防波堤を北進し、小刈藻、大刈藻を経て途中初島漁港を包含し、さらに北進し、市郡境界との交点観音崎に達し、市郡境界を尾根づたいに東進し、起点に至る線に囲まれた区域</p>				

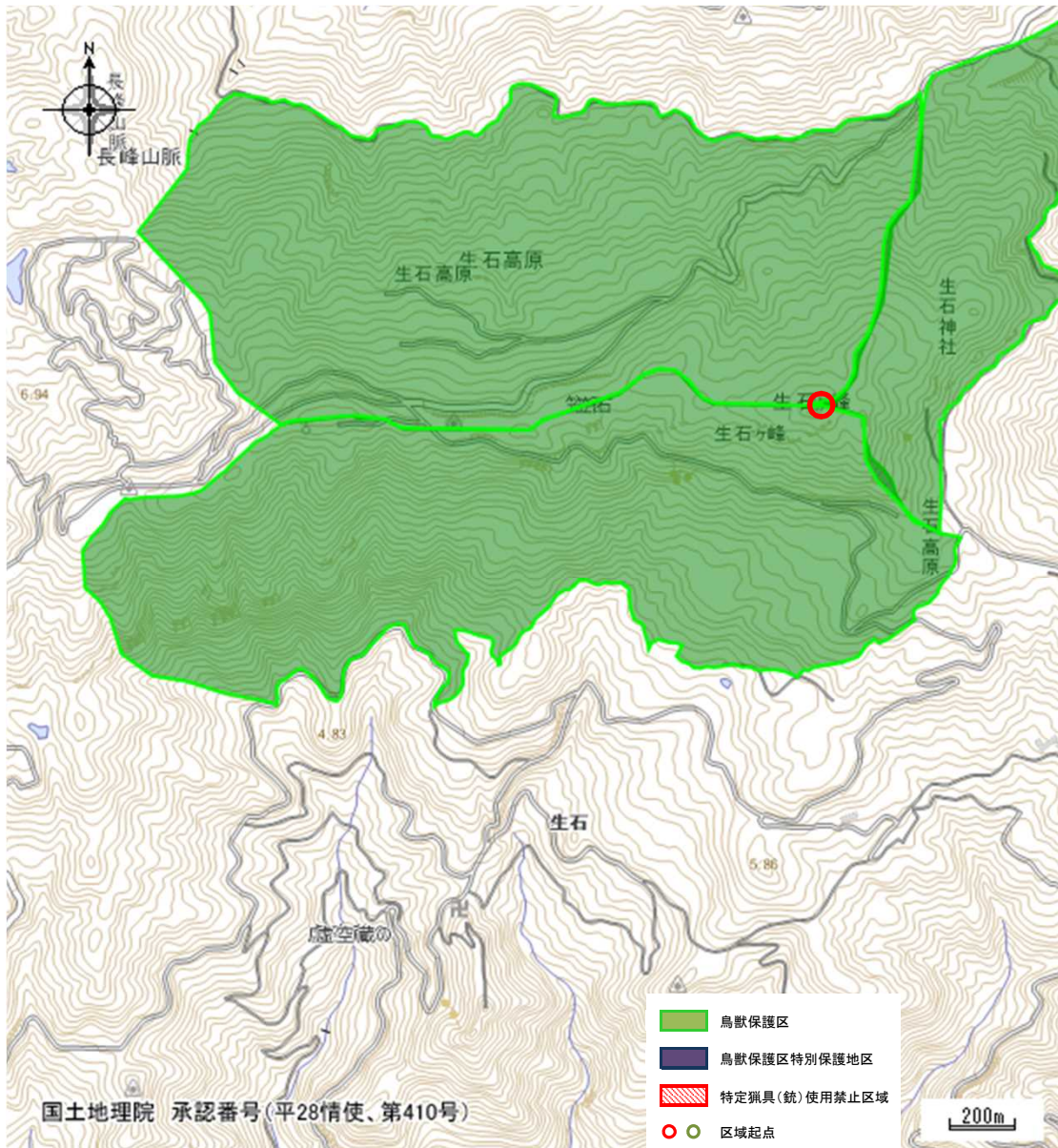
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	57	区域の名称	南生石 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	180.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成30年11月 1日 から 令和10年10月31日まで				
指定区域	<p>有田郡有田川町と海草郡紀美野町との境界にある生石山三角点を起点とし、同所から旧金屋町と旧清水町との境界を南東に進み生活道路との交点に至り、同所から生活道路を南に約100メートル進み作業道との交点に至り、同所から作業道を南西に進み県道生石公園線を横断して更に作業道を南西に進み町道生石上ノ段線との交点に至り、同所から同町道を西に約200メートル進み作業道との交点に至り、同所から作業道を北に約50メートル進み町道高座牧場線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道前田縦断線との交点に至り、同所から同町道を北側に曲がりそのまま約1,150メートル進み町道生石前田線との交点に至り、同所から同町道を北側に曲がりそのまま約1,000メートル進み作業道との交点に至り、同所から稜線に沿って作業道を北西に進み有田郡有田川町大字延坂、生石及び中の大字界の交点に至り、同所から大字中及び生石の大字界を北東に進み有田郡有田川町と海草郡紀美野町との町界に達し、同所から同町界線を東に進み起点に至る線に囲まれた区域</p>				

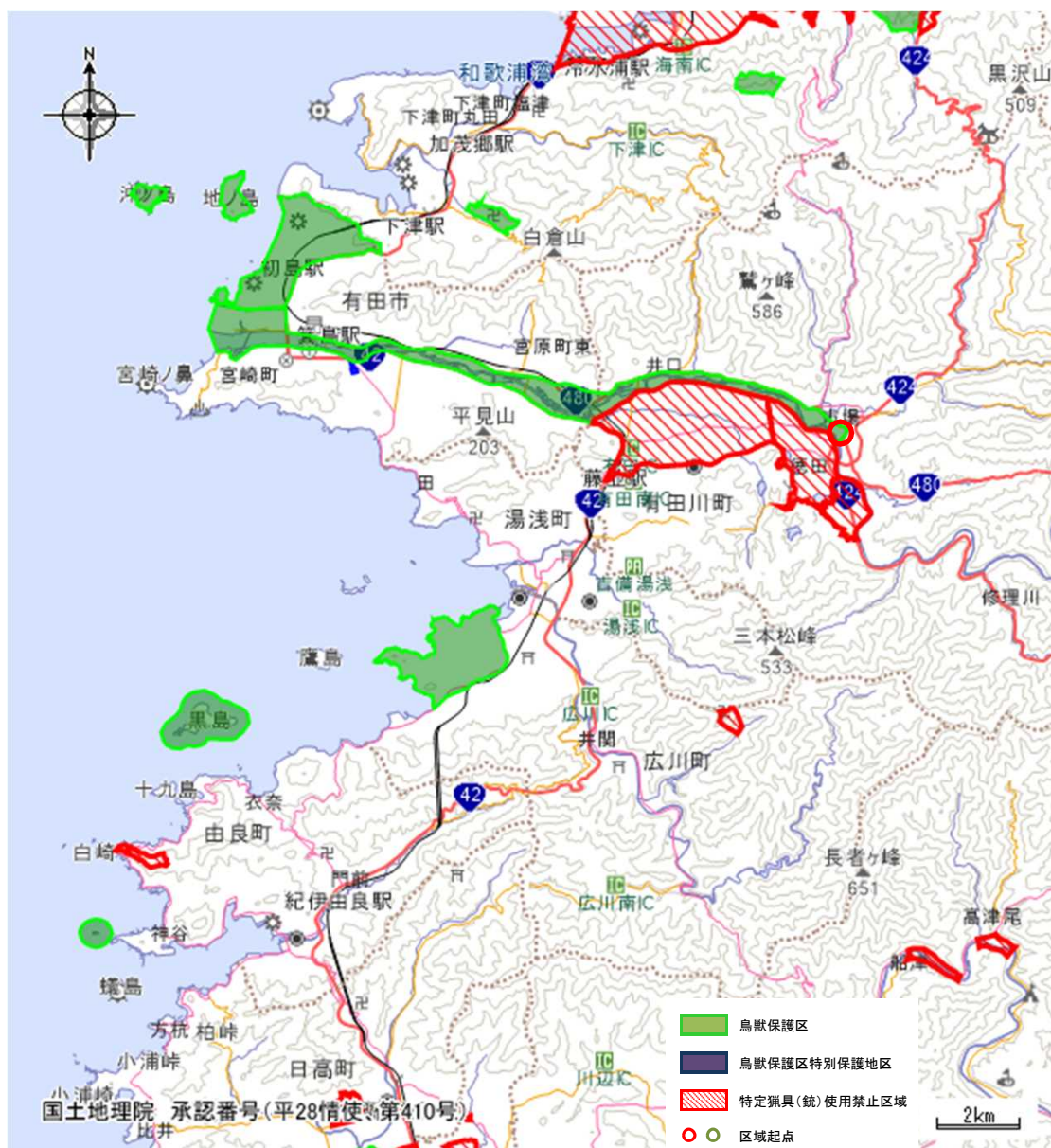
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	58	区域の名称	有田川 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	790.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成30年11月 1日 から 令和10年10月31日まで				
指定区域	<p>有田郡有田川町大字金屋地内の有田川に架かる金屋橋詰を起点とし、同所から有田川堤防を河口に向かって西進し紀勢本線鉄橋下流の有田川町と有田市との境界に至り、同所から同境界を南進し国道42号に至り、同所から国道を西進し県道有田湯浅線との合流点より同県道を西進し安締橋左岸橋詰に至り、同所で県道宮崎古江見線に接し、同県道を更に西進し有田大橋左岸橋詰で国道42号を横断し、更に西進し有田川河口の突起部に至り、同所から対岸防波堤の先端に至り、同堤防を北進し初島鳥獣保護区との境界線に接し、同境界を東進し国道42号に至り、同所から同国道を南進し有田川右岸に至り、同所から国道480号を東進し国道424号との交点に至り、同所から国道424号を南進し起点に至る線に囲まれた区域</p>				

参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	94	区域の名称	地ノ島・沖ノ島 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	75.0ha	うち特別保護地区	0.0ha
指定期間	平成27年11月 1日 から 令和7年10月31日まで			
指定区域	有田市沖合1kmに位置する地ノ島及び同市沖合3kmに位置する沖ノ島の全区域			

参考図面

